

## みずほ銀行グローバルインフォス8月号原稿 :インド会社法とCSR

執筆 ゼバック・コーリー、ZEUS法律事務所パートナー

監修 榎 泰邦、サン・アンド・サンズ・コンサルタンツ社長

「インド会社法、2013年」以下「新会社法」)が制定されて1年が経過するが、個別条項の施行は段階的に行われている。また、細目たる「会社規則」も順次定められており、新たな法体系の全体像が明らかになるまでは、なお時間を要しよう。

新会社法は、企業の社会的責任を重視し、「会社経営適正化のための諸制度」という章を設け、クラスアクション制度を新設するとともに、「企業の社会的責任」(CSR)を義務付ける新規定(第135条)を設けた。インドは、CSR義務を法制化した最初の国と目されている。昨年の新会社法制定の段階では、CSRを巡る法体系の全体像は明確化されていなかったが、本年4月に細目たる「会社規則」が発効されることによって、詳細が明らかになってきた。

CSRと言うと企業の自発的貢献と認識されがちであるが、以上の通りインドでは、法律上の義務とされ、かつ、後述の通り義務を怠ると罰則の対象とされる。インドに進出する日本企業にとっても、CSR義務につき正しい理解を持たないと、最悪の場合、現地代表が懲役刑に服する事態すら想定される。

以下、ゼバック・コーリー弁護士のノートに従い、特に重要と考えられる諸点を取りまとめてみる。

### 1. CSR義務を課せられる企業の範囲

#### (1)対象企業

全ての企業がCSR義務を負うわけではなく、一定規模以上、具体的には以下の要件に合致する企業のみが対象となる。即ち会計年度内で、

- 1)純資産50億ルピー以上の企業
- 2)売上高100億ルピー以上の企業
- 3)純益5,000万ルピー以上の企業

なお、一度CSR義務対象となった企業でも、業績が3年間継続して上記条件に達しない場合には、再びかかる条件に該当するまでCSR義務を負わない。

#### (2)外国企業の扱い

CSR義務は外国企業にも課せられるのか。結論から言えば、「会社規則」は、インドにおいて支店ないしプロジェクト・オフィスを有する外国企業はCSR義務を負うと規定している。しかし、この規定には疑義が提示されており、決着がついていない。即ち、新会社法は、同法の対象たる企業を「インド会社法の下で設立された企業」と明確に定義している。同法を素直に読めば、インド国外で設立された外国企業は対象に含まれないこととなり、「会社規則」が上位法たる「新会社法」を超えてCSR義務の適用対象を拡大規定することが出来るのか、との疑問が提示されている。この問題の存在は企業関係省も認識しており、早急に見解を示すことを産業界に約している。しかし、同時に、同省の見解を提示するまでは、会社規則の規定の遵守を求めているので、支店ないしプロジェクト・オフィスを有する限り、外国企業もCSR義務を負うことが要請されている。

### 2. CSR活動

改正・新会社法付属表VII(2014年4月1日発効)に、CSR活動と認定される諸活動を10項目に亘り明記している。詳細は煩雑になるので、紹介を避けるが、貧困削減から始まり、教育・人材開発、女性の地位向上、

環境保護、文化遺産保護、退役軍人の福利厚生、公益目的基金への寄付など、およそ常識的に考えられる全ての活動を網羅している。

### 3. CSR委員会／CSR政策

#### (1)CSR委員会

CSR義務対象企業は、CSR委員会と称する特別委員会を取締役に設置する必要がある。

構成は企業カテゴリーによって異なる。一般原則は、委員3~4人、うち1名は独立取締役とする構成である。但し、独立取締役の任命義務のない非上場公開企業および非公開企業は、当然、CSR委員会にも独立取締役を置く必要はない。更に、2名のみを取締役会を有する非公開企業の場合には、この2名の取締役をもってCSR委員会の構成とする。

外国企業の場合には、さらに異なる原則が適応される。CSR委員会の構成は最低2名の委員とされるが、うち1名はインド居住者で、会社宛ての令状、通知、資料の受領権限者である必要がある。

#### (2)CSR政策

CSR委員会は、企業のCSR政策を策定し、その実施をモニターする。すなわち、CSR委員会は、企業が実施すべき活動とその必要経費を示すCSR政策を策定し、取締役会に勧告する。また、随時、CSR政策のモニターをし、CSR活動を企業と株主の利益に合致させていく責任を負う。

取締役会は、CSR委員会からの勧告を受けた後、CSR政策を承認することが求められている。CSR政策の内容は、承認後、所定の手続きに従い、取締役会報告および企業のウェブサイトがある場合にはそこで公表する必要がある。

第135条但し書きは、企業がCSR政策を策定・実施する上で、企業活動の拠点たる地域社会に特別の配慮を払うべきことを記している。

なお、CSRと言う概念もまだ、社会に根付いているわけではなく、企業内でもまずはCSRに関する社内教育が必要になる。そこで、会社規則は、企業が、CSR予算全体の5%を超えない範囲で、少なくとも3会計年度の実績を有する機関を通じ、自社社員のCSR能力を育成することを認めている。また、企業は、CSR活動プログラム／プロジェクトを他の企業と協力して実施することができる（対外報告は、各企業が別途に実施）。

#### (3)CSR支出額

企業は、直近3会計年度平均の企業純益の最低2%を毎年、CSR実施のために支出する必要がある。その場合、別会社として操業しているものを含め海外支店からの利益は、企業の純益計算に計上しない。更に、CSR義務を負うインドの他企業からの配当も純益計算に算入しないものとする。取締役会は、CSRプロジェクトから生じた余剰金が企業純益の一部として扱われないようにする必要がある。

#### 罰則

新会社法は、CSR義務を規定するだけでなく、情報開示との関係で罰則規定まで設けている。即ち、同法は、当該会計年度において実施したCSR政策の詳細を、取締役会報告において開示することを義務づけ、かつ、かかる開示義務を怠った企業に対しては、5万ルピー以上250万ルピー以下の罰金に処する旨を規定している。更に、企業のみならず、担当者に対しても3年以下の懲役ないし5万ルピー以上50万ルピー以下の罰金に処するとしている。

開示義務以外のCSR義務については、個々のケースについて特定の処罰内容は規定されていないが、これは処罰を免れることを意味しない。新会社法は、第450条を設け、かかる個別罰則のないケースを対象に全体を括って横断的な罰則を設けており、義務に違反した企業ないし担当者は、1万ルピー以上の罰金および違反状態が継続した期間に応じ1日1,000ルピーの割で追加罰金が科せられる。

#### 結び

インドでは、近年、貧富の格差が拡大する一方で、企業はその存立の基盤となっている社会の発展に責任を負っているとの思想が高まってきており、新会社法において、世界でも初と目されるCSR義務の法制化が実現した。この法制化によって、今後、少なく見積もっても、毎年2,000億ルピーもの巨額な資金が企業のCSR活動に投資されるものと見込まれている。社会的にも今後、CSRビジネスとも称し得る新規ビジネスが生まれるものと予想される。他方で、企業にとっても、純益の2%以上という金額は大きな負担である。如何にCSR活動を展開し、企業のイメージ向上に活用できるか、また、技術訓練を通じ将来のリクルートに間接的に結び付けられか、あるいは農村開発を通じ市場拡大を促せるか等々、戦略的な取り組みが必要となる。

(014.8/8記)